

○上天草市建設工事等指名委員会規程

平成16年3月31日告示第85号
改正

平成18年5月18日告示第59号の2
平成19年3月30日告示第47号
平成20年2月29日告示第10号
平成21年3月30日告示第26号
平成23年7月1日告示第30号
平成29年5月1日告示第36号
令和2年3月31日告示第48号
令和3年5月28日告示第57号
令和8年3月16日告示第14号

上天草市建設工事等指名委員会規程

(設置)

第1条 上天草市が発注する建設工事等の適正な執行のため、上天草市建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 指名委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 指名競争入札に参加させようとするときは、入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうちから選ばなければならない。
- (2) 設計金額300万円以上の建設工事の指名競争入札に参加させるものを選考すること。
- (3) 設計金額130万円以上の業務委託の指名競争入札に参加させるものを選考すること。

2 設計金額が300万円未満の建設工事等で指名委員会が特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定を適用することができる。

(組織)

第3条 指名委員会は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 経済振興部長
- (4) 建設部長
- (5) 水道局長
- (6) 監理課長

(会長)

第4条 指名委員会は、会長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総務する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。
(会議)

第5条 指名委員会は、会長が招集する。

2 指名委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

5 緊急を要し、会議を開く暇がない場合は、持ち回り会議をもって委員会に代えることができる。

(関係者の意見聴取)

第6条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(等級別発注請負工事金の区分)

第7条 等級別発注の標準とする工事の種類及び規模は、別表第1による。

2 建設業者を指名しようとするときは、当該工事の請負対象金額に応じ、これに対応する等級に属する建設業者のうちから選定する。ただし、特に必要があるときは、当該等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者から選定できるものとする。

3 前項ただし書の規定により指名することができる建設業者の数は、前項の規定により指名しようとする建設業者の数の5割を超えることはできない。ただし、当該指名に係る工事が舗装その他の専門工事であるときは、この限りではない。

4 災害その他の理由により緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事等については、前2項に掲げる基準によらないことができる。

(指名建設業者の選定)

第8条 指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏らないようにするものとする。

- (1) 経営事項審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 経営事項審査基準日以降における経営状況
- (3) 経営事項審査基準日以降における工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 当該工事量の状況

- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 経営事項審査基準日以降における安全管理の状況
- (8) 経営事項審査基準日以降における労働福祉の状況

2 前項各号の運用基準は、別表第2のとおりとする。

(指名建設業者の取消し)

第9条 指名競争入札通知後、指名建設業者が前条第2項の指名しないこととされている事項のいずれかに該当した場合は、当該指名を取り消すものとする。

(庶務)

第10条 指名委員会の庶務は、監理課において行う。

(その他)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大矢野町建設工事等指名委員会規程（昭和57年大矢野町告示第34号）、松島町工事請負建設業者選定要領（平成10年松島町要領第3号）又は龍ヶ岳町公共工事等指名委員会規程（平成12年龍ヶ岳町告示第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和7年度における等級別発注の標準とする工事の規模の特例)

3 令和7年度に発生した災害の復旧に係る工事のうち土木一式工事における別表第1の規定の適用については、同表土木一式工事の部Aの項中「2,000万円」とあるのは「3,000万円」と、同部Bの項中「500万円以上2,000万円未満」とあるのは「1,000万円以上3,000万円未満」と、同部Cの項中「500万円」とあるのは「1,000万円」とする。

附 則（平成18年5月18日告示第59号の2）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第47号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成20年2月29日告示第10号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第26号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日告示第30号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日告示第36号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第48号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日告示第57号）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和8年3月16日告示第14号）

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の上天草市建設工事等指名委員会規程は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

工事種類規模別等級表

工事の種類	等級	工事の規模類
土木一式工事	A	2,000万円以上
	B	500万円以上2,000万円未満
	C	500万円未満
建築一式工事	A	3,000万円以上
	B	500万円以上3,000万円未満
	C	500万円未満
舗装工事	A	500万円以上
	B	500万円未満
電気工事	A	300万円以上
	B	300万円未満
管工事	A	300万円以上
	B	300万円未満

水道施設工事	A	300万円以上
	B	300万円未満

別表第2（第8条関係）

上天草市工事請負契約に係る指名建設業者選定の運用基準

指名建設業者選定の注意事項	
1 経営事項審査基準日以降における不誠実な行為の有無	<p>次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>1 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>2 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>（1） 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>（2） 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負業者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>3 警察本部長から、市長に対して、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 経営事項審査基準日以降における経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>
3 経営事項審査基準日以降における工事成績	<p>1 工事成績評点の平均が過去2年連続して60点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>2 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>3 工事成績の平均が過去連続して80点以上で特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的状況	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事成績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種、</p>

	工事規模等に応じて当該工事を確実にかつ円滑に実施できる体制が確保できているかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持工事の状況	工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工についての技術的適正	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 2 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 3 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件の下での施工実績があること。 4 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
7 経営事項審査基準日以降における安全管理の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 2 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められるときは指名しないこと。 3 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 4 市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
8 経営事項審査基準日以降における労働福祉の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃金不払に関する労働者からの通報が市長にあり、当該状態が継続して不適當と認められるときは、指名しないこと。 2 市発注の工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。 3 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取組み表彰状を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。
(注) 第1号から第3号まで、第7号及び第8号に係る事項については、必要があ	

ると認めるときは、経営事項審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。